

議案第9号

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例の廃止について

次のとおり鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例（平成16年鳥取県条例第69号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前				
第6条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用地等の造成及び分譲を能率的かつ経済的に行う。	第6条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、 <u>工業用地等の造成及び分譲を能率的かつ経済的に行うとともに、これに附帯して温泉施設の設置及びその管理を行う。</u>				
2 略	2 略 3 <u>埋立事業に附帯する事業の用に供する温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"><thead><tr><th>施設の名称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>みなと温泉館</td><td>境港市</td></tr></tbody></table>	施設の名称	位 置	みなと温泉館	境港市
施設の名称	位 置				
みなと温泉館	境港市				